

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

目次

第1章 総務（第1条）

第2章 建設（第2条）

第3章 教育環境（第3条）

附則

第1章 総務

第1条 春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
消防法第11条第1項前段の規定による製造所等の設置の許可	危険物施設設置許可申請手数料	製造所 指定数量の倍数が10以下のもの 1件につき 39,000円	消防法第11条第1項前段の規定による製造所等の設置の許可	危険物施設設置許可申請手数料	製造所 指定数量の倍数が10以下のもの 1件につき 39,000円
		指定数量の倍数が10を超え50以下のもの 1件につき 52,000円			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの 1件につき 52,000円
		指定数量の倍数が50を超え100以下のもの 1件につき 66,000円			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの 1件につき 66,000円
		指定数量の倍数が100を超え200以下のもの 1件につき 77,000円			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの 1件につき 77,000円
		指定数量の倍数が200を超えるも			指定数量の倍数が200を超えるも

の 1 件につき
92,000円
貯蔵所
屋内貯蔵所
指定数量の倍数
が10以下のもの
1 件につき
20,000円
指定数量の倍数
が10を超え50以
下のもの 1 件
につき 26,000
円
指定数量の倍数
が50を超え100以
下のもの 1 件
につき 39,000
円
指定数量の倍数
が100を超え200
以下のもの 1
件につき
52,000円
指定数量の倍数
が200を超えるも
の 1 件につき
66,000円
屋外タンク貯蔵
所(特定屋外タン
ク貯蔵所、準特定
屋外タンク貯蔵
所及び岩盤タン
クに係る屋外タ
ンク貯蔵所を除
く。)
指定数量の倍数
が100以下のもの
1 件につき
20,000円
指定数量の倍数
が100を超え
10,000以下のも
の 1 件につき
26,000円

の 1 件につき
92,000円
貯蔵所
屋内貯蔵所
指定数量の倍数
が10以下のもの
1 件につき
20,000円
指定数量の倍数
が10を超え50以
下のもの 1 件
につき 26,000
円
指定数量の倍数
が50を超え100以
下のもの 1 件
につき 39,000
円
指定数量の倍数
が100を超え200
以下のもの 1
件につき
52,000円
指定数量の倍数
が200を超えるも
の 1 件につき
66,000円
屋外タンク貯蔵
所(特定屋外タン
ク貯蔵所、準特定
屋外タンク貯蔵
所及び岩盤タン
クに係る屋外タ
ンク貯蔵所を除
く。)
指定数量の倍数
が100以下のもの
1 件につき
20,000円
指定数量の倍数
が100を超え
10,000以下のも
の 1 件につき
26,000円

指定数量の倍数
が10,000を超え
るもの 1件に
つき 39,000円
準特定屋外タン
ク貯蔵所(岩盤タ
ンクに係る屋外
タンク貯蔵所を
除く。)

1件につき

570,000円

特定屋外タンク
貯蔵所(浮き屋根
を有する特定屋
外貯蔵タンクの
うち総務省令で
定めるものに係
る特定屋外タン
ク貯蔵所、浮き蓋
付きの特定屋外
貯蔵タンクのう
ち総務省令で定
めるものに係る
特定屋外タンク
貯蔵所及び岩盤
タンクに係る屋
外タンク貯蔵所
を除く。)

危険物の貯蔵最
大数量が1,000
k_l以上5,000
k_l未満のもの
1件につき

880,000円

危険物の貯蔵最
大数量が5,000
k_l以上10,000
k_l未満のもの
1件につき

1,070,000円

危険物の貯蔵最
大数量が10,000
k_l以上50,000
k_l未満のもの

指定数量の倍数
が10,000を超え
るもの 1件に
つき 39,000円
準特定屋外タン
ク貯蔵所(岩盤タ
ンクに係る屋外
タンク貯蔵所を
除く。)

1件につき

530,000円

特定屋外タンク
貯蔵所(浮き屋根
を有する特定屋
外貯蔵タンクの
うち総務省令で
定めるものに係
る特定屋外タン
ク貯蔵所、浮き蓋
付きの特定屋外
貯蔵タンクのう
ち総務省令で定
めるものに係る
特定屋外タンク
貯蔵所及び岩盤
タンクに係る屋
外タンク貯蔵所
を除く。)

危険物の貯蔵最
大数量が1,000
k_l以上5,000
k_l未満のもの
1件につき

830,000円

危険物の貯蔵最
大数量が5,000
k_l以上10,000
k_l未満のもの
1件につき

1,010,000円

危険物の貯蔵最
大数量が10,000
k_l以上50,000
k_l未満のもの

1 件につき
1, 200, 000円
危険物の貯蔵最
大数量が50, 000
k ℓ以上100, 000
k ℓ未満のもの
1 件につき
1, 520, 000円
危険物の貯蔵最
大数量が100, 000
k ℓ以上200, 000
k ℓ未満のもの
1 件につき
1, 780, 000円
危険物の貯蔵最
大数量が200, 000
k ℓ以上300, 000
k ℓ未満のもの
1 件につき
4, 070, 000円
危険物の貯蔵最
大数量が300, 000
k ℓ以上400, 000
k ℓ未満のもの
1 件につき
5, 340, 000円
危険物の貯蔵最
大数量が400, 000
k ℓ以上のもの
1 件につき
6, 490, 000円
浮き屋根を有す
る特定屋外貯蔵
タンクのうち総
務省令で定める
ものに係る特定
屋外タンク貯蔵
所及び浮き蓋付
きの特定屋外貯
蔵タンクのうち
総務省令で定め
るものに係る特
定屋外タンク貯
蔵所

1 件につき
1, 120, 000円
危険物の貯蔵最
大数量が50, 000
k ℓ以上100, 000
k ℓ未満のもの
1 件につき
1, 420, 000円
危険物の貯蔵最
大数量が100, 000
k ℓ以上200, 000
k ℓ未満のもの
1 件につき
1, 660, 000円
危険物の貯蔵最
大数量が200, 000
k ℓ以上300, 000
k ℓ未満のもの
1 件につき
3, 880, 000円
危険物の貯蔵最
大数量が300, 000
k ℓ以上400, 000
k ℓ未満のもの
1 件につき
5, 100, 000円
危険物の貯蔵最
大数量が400, 000
k ℓ以上のもの
1 件につき
6, 290, 000円
浮き屋根を有す
る特定屋外貯蔵
タンクのうち総
務省令で定める
ものに係る特定
屋外タンク貯蔵
所及び浮き蓋付
きの特定屋外貯
蔵タンクのうち
総務省令で定め
るものに係る特
定屋外タンク貯
蔵所

危険物の貯蔵最大数量が1,000
k ℓ以上5,000
k ℓ未満のもの
1件につき
1,180,000円

危険物の貯蔵最大数量が5,000
k ℓ以上10,000
k ℓ未満のもの
1件につき
1,410,000円

危険物の貯蔵最大数量が10,000
k ℓ以上50,000
k ℓ未満のもの
1件につき
1,580,000円

危険物の貯蔵最大数量が50,000
k ℓ以上100,000
k ℓ未満のもの
1件につき
1,940,000円

危険物の貯蔵最大数量が100,000
k ℓ以上200,000
k ℓ未満のもの
1件につき
2,260,000円

危険物の貯蔵最大数量が200,000
k ℓ以上300,000
k ℓ未満のもの
1件につき
4,550,000円

危険物の貯蔵最大数量が300,000
k ℓ以上400,000
k ℓ未満のもの
1件につき
5,820,000円

危険物の貯蔵最大数量が400,000

危険物の貯蔵最大数量が1,000
k ℓ以上5,000
k ℓ未満のもの
1件につき
1,130,000円

危険物の貯蔵最大数量が5,000
k ℓ以上10,000
k ℓ未満のもの
1件につき
1,340,000円

危険物の貯蔵最大数量が10,000
k ℓ以上50,000
k ℓ未満のもの
1件につき
1,500,000円

危険物の貯蔵最大数量が50,000
k ℓ以上100,000
k ℓ未満のもの
1件につき
1,830,000円

危険物の貯蔵最大数量が100,000
k ℓ以上200,000
k ℓ未満のもの
1件につき
2,140,000円

危険物の貯蔵最大数量が200,000
k ℓ以上300,000
k ℓ未満のもの
1件につき
4,350,000円

危険物の貯蔵最大数量が300,000
k ℓ以上400,000
k ℓ未満のもの
1件につき
5,570,000円

危険物の貯蔵最大数量が400,000

k ℓ 以上のもの
1 件につき
7,070,000円
岩盤タンクに係
る屋外タンク貯
蔵所
危険物の貯蔵最
大数量が400,000
k ℓ 未満のもの
1 件につき
5,930,000円
危険物の貯蔵最
大数量が400,000
k ℓ 以上500,000
k ℓ 未満のもの
1 件につき
7,470,000円
危険物の貯蔵最
大数量が500,000
k ℓ 以上のもの
1 件につき
10,900,000円
屋内タンク貯蔵
所
1 件につき
26,000円
地下タンク貯蔵
所
指定数量の倍数
が100以下のもの
1 件につき
26,000円
指定数量の倍数
が100を超えるも
の 1 件につき
39,000円
簡易タンク貯蔵
所
1 件につき
13,000円
移動タンク貯蔵
所(積載式移動タ
ンク貯蔵所及び
危険物の規制に

k ℓ 以上のもの
1 件につき
6,770,000円
岩盤タンクに係
る屋外タンク貯
蔵所
危険物の貯蔵最
大数量が400,000
k ℓ 未満のもの
1 件につき
5,750,000円
危険物の貯蔵最
大数量が400,000
k ℓ 以上500,000
k ℓ 未満のもの
1 件につき
7,250,000円
危険物の貯蔵最
大数量が500,000
k ℓ 以上のもの
1 件につき
10,700,000円
屋内タンク貯蔵
所
1 件につき
26,000円
地下タンク貯蔵
所
指定数量の倍数
が100以下のもの
1 件につき
26,000円
指定数量の倍数
が100を超えるも
の 1 件につき
39,000円
簡易タンク貯蔵
所
1 件につき
13,000円
移動タンク貯蔵
所(積載式移動タ
ンク貯蔵所及び
危険物の規制に

関する政令(昭和34年政令第306号)第15条第3項の移動タンク貯蔵所を除く。) 1件につき 26,000円
積載式移動タンク貯蔵所及び危険物の規制に関する政令第15条第3項の移動タンク貯蔵所 1件につき 39,000円
屋外貯蔵所 1件につき 13,000円
取扱所
給油取扱所(屋内給油取扱所を除く。) 1件につき 52,000円
屋内給油取扱所 1件につき 66,000円
第1種販売取扱所 1件につき 26,000円
第2種販売取扱所 1件につき 33,000円
移送取扱所
危険物を移送するための配管の延長(当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管

関する政令(昭和34年政令第306号)第15条第3項の移動タンク貯蔵所を除く。) 1件につき 26,000円
積載式移動タンク貯蔵所及び危険物の規制に関する政令第15条第3項の移動タンク貯蔵所 1件につき 39,000円
屋外貯蔵所 1件につき 13,000円
取扱所
給油取扱所(屋内給油取扱所を除く。) 1件につき 52,000円
屋内給油取扱所 1件につき 66,000円
第1種販売取扱所 1件につき 26,000円
第2種販売取扱所 1件につき 33,000円
移送取扱所
危険物を移送するための配管の延長(当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管

の延長のうち最大のもの。)が15km以下の移送取扱所(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95MPa以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7km以上のものを除く。)

1件につき
21,000円

危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95MPa以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7km以上15km以下の移送取扱所

1件につき
87,000円

危険物を移送するための配管の延長が15kmを超える移送取扱所
87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15km又は15kmに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた金額

一般取扱所
指定数量の倍数が10以下のもの
1件につき

の延長のうち最大のもの。)が15km以下の移送取扱所(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95MPa以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7km以上のものを除く。)

1件につき
21,000円

危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95MPa以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7km以上15km以下の移送取扱所

1件につき
87,000円

危険物を移送するための配管の延長が15kmを超える移送取扱所
87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15km又は15kmに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた金額

一般取扱所
指定数量の倍数が10以下のもの
1件につき

		39,000円 指定数量の倍数 が10を超え50以 下のもの 1件 につき 52,000 円 指定数量の倍数 が50を超え100以 下のもの 1件 につき 66,000 円 指定数量の倍数 が100を超え200 以下のもの 1 件につき 77,000円 指定数量の倍数 が200を超えるも の 1件につき 92,000円
(略)	(略)	(略)
消防法第11条 の2第1項の 規定による設 置の許可に係 る完成検査前 検査	完成検査 前検査手 数料	水張検査 容量10,000ℓ以 下のタンク 1 件につき 6,000 円 容量10,000ℓを 超え1,000,000ℓ 以下のタンク 1件につき 11,000円 容量1,000,000ℓ を超え2,000,000 ℓ以下のタンク 1件につき 15,000円 容量2,000,000ℓ を超えるタンク 1件につき 15,000円に 1,000,000ℓ又は 1,000,000ℓに満 たない端数を増 すごとに4,400円

		39,000円 指定数量の倍数 が10を超え50以 下のもの 1件 につき 52,000 円 指定数量の倍数 が50を超え100以 下のもの 1件 につき 66,000 円 指定数量の倍数 が100を超え200 以下のもの 1 件につき 77,000円 指定数量の倍数 が200を超えるも の 1件につき 92,000円
(略)	(略)	(略)
消防法第11条 の2第1項の 規定による設 置の許可に係 る完成検査前 検査	完成検査 前検査手 数料	水張検査 容量10,000ℓ以 下のタンク 1 件につき 6,000 円 容量10,000ℓを 超え1,000,000ℓ 以下のタンク 1件につき 11,000円 容量1,000,000ℓ を超え2,000,000 ℓ以下のタンク 1件につき 15,000円 容量2,000,000ℓ を超えるタンク 1件につき 15,000円に 1,000,000ℓ又は 1,000,000ℓに満 たない端数を増 すごとに4,400円

を加えた額
水圧検査
容量600ℓ以下の
タンク 1件に
つき 6,000円
容量600ℓを超え
10,000ℓ以下の
タンク 1件に
つき 11,000円
容量10,000ℓを
超え20,000ℓ以
下のタンク 1
件につき
15,000円
容量20,000ℓを
超えるタンク
1件につき
15,000円に
10,000ℓ又は
10,000ℓに満た
ない端数を増す
ごとに4,400円を
加えた額
基礎・地盤検査
危険物の貯蔵最
大数量が1,000
kℓ以上5,000
kℓ未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき
420,000円
危険物の貯蔵最
大数量が5,000
kℓ以上10,000
kℓ未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき
560,000円
危険物の貯蔵最
大数量が10,000
kℓ以上50,000
kℓ未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき

を加えた額
水圧検査
容量600ℓ以下の
タンク 1件に
つき 6,000円
容量600ℓを超え
10,000ℓ以下の
タンク 1件に
つき 11,000円
容量10,000ℓを
超え20,000ℓ以
下のタンク 1
件につき
15,000円
容量20,000ℓを
超えるタンク
1件につき
15,000円に
10,000ℓ又は
10,000ℓに満た
ない端数を増す
ごとに4,400円を
加えた額
基礎・地盤検査
危険物の貯蔵最
大数量が1,000
kℓ以上5,000
kℓ未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき
410,000円
危険物の貯蔵最
大数量が5,000
kℓ以上10,000
kℓ未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき
540,000円
危険物の貯蔵最
大数量が10,000
kℓ以上50,000
kℓ未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき

730,000円

危険物の貯蔵最大数量が50,000kℓ以上100,000kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき

960,000円

危険物の貯蔵最大数量が100,000kℓ以上200,000kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき

1,090,000円

危険物の貯蔵最大数量が200,000kℓ以上300,000kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき

1,660,000円

危険物の貯蔵最大数量が300,000kℓ以上400,000kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき

1,900,000円

危険物の貯蔵最大数量が400,000kℓ以上の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき

2,120,000円

溶接部検査

危険物の貯蔵最大数量が1,000kℓ以上5,000kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき

530,000円

危険物の貯蔵最

700,000円

危険物の貯蔵最大数量が50,000kℓ以上100,000kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき

920,000円

危険物の貯蔵最大数量が100,000kℓ以上200,000kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき

1,040,000円

危険物の貯蔵最大数量が200,000kℓ以上300,000kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき

1,600,000円

危険物の貯蔵最大数量が300,000kℓ以上400,000kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき

1,820,000円

危険物の貯蔵最大数量が400,000kℓ以上の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき

2,030,000円

溶接部検査

危険物の貯蔵最大数量が1,000kℓ以上5,000kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき

490,000円

危険物の貯蔵最

大数量が5,000
k ℓ以上10,000
k ℓ未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき

680,000円

危険物の貯蔵最
大数量が10,000
k ℓ以上50,000
k ℓ未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき

1,030,000円

危険物の貯蔵最
大数量が50,000
k ℓ以上100,000
k ℓ未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき

1,410,000円

危険物の貯蔵最
大数量が100,000
k ℓ以上200,000
k ℓ未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき

1,780,000円

危険物の貯蔵最
大数量が200,000
k ℓ以上300,000
k ℓ未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき

3,430,000円

危険物の貯蔵最
大数量が300,000
k ℓ以上400,000
k ℓ未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき

4,190,000円

危険物の貯蔵最
大数量が400,000
k ℓ以上の特定

大数量が5,000
k ℓ以上10,000
k ℓ未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき

630,000円

危険物の貯蔵最
大数量が10,000
k ℓ以上50,000
k ℓ未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき

990,000円

危険物の貯蔵最
大数量が50,000
k ℓ以上100,000
k ℓ未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき

1,310,000円

危険物の貯蔵最
大数量が100,000
k ℓ以上200,000
k ℓ未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき

1,720,000円

危険物の貯蔵最
大数量が200,000
k ℓ以上300,000
k ℓ未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき

3,320,000円

危険物の貯蔵最
大数量が300,000
k ℓ以上400,000
k ℓ未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき

4,060,000円

危険物の貯蔵最
大数量が400,000
k ℓ以上の特定

		<p>屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>4,800,000円</u></p> <p>岩盤タンク検査 危険物の貯蔵最大数量が400,000kℓ未満の屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>9,320,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が400,000kℓ以上500,000kℓ未満の屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>12,600,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が500,000kℓ以上の屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>17,300,000円</u></p>			<p>屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>4,650,000円</u></p> <p>岩盤タンク検査 危険物の貯蔵最大数量が400,000kℓ未満の屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>9,100,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が400,000kℓ以上500,000kℓ未満の屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>12,400,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が500,000kℓ以上の屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>17,000,000円</u></p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
消防法第14条の3第1項又は第2項の規定による特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	保安検査手数料	<p>特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に係る検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 危険物の貯蔵最大数量が1,000kℓ以上5,000kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>320,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が5,000</p>	消防法第14条の3第1項又は第2項の規定による特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	保安検査手数料	<p>特定タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に係る検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 危険物の貯蔵最大数量が1,000kℓ以上5,000kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>310,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が5,000</p>

k ℓ 以上10,000
k ℓ 未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき
460,000円
危険物の貯蔵最
大数量が10,000
k ℓ 以上50,000
k ℓ 未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき
750,000円
危険物の貯蔵最
大数量が50,000
k ℓ 以上100,000
k ℓ 未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき
1,020,000円
危険物の貯蔵最
大数量が100,000
k ℓ 以上200,000
k ℓ 未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき
1,300,000円
危険物の貯蔵最
大数量が200,000
k ℓ 以上300,000
k ℓ 未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき
3,150,000円
危険物の貯蔵最
大数量が300,000
k ℓ 以上400,000
k ℓ 未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき
3,870,000円
危険物の貯蔵最
大数量が400,000
k ℓ 以上の特定
屋外タンク貯蔵

k ℓ 以上10,000
k ℓ 未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき
430,000円
危険物の貯蔵最
大数量が10,000
k ℓ 以上50,000
k ℓ 未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき
720,000円
危険物の貯蔵最
大数量が50,000
k ℓ 以上100,000
k ℓ 未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき
960,000円
危険物の貯蔵最
大数量が100,000
k ℓ 以上200,000
k ℓ 未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき
1,210,000円
危険物の貯蔵最
大数量が200,000
k ℓ 以上300,000
k ℓ 未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき
2,950,000円
危険物の貯蔵最
大数量が300,000
k ℓ 以上400,000
k ℓ 未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1件につき
3,620,000円
危険物の貯蔵最
大数量が400,000
k ℓ 以上の特定
屋外タンク貯蔵

所 1 件につき
4,460,000円
岩盤タンクに係
る特定屋外タン
ク貯蔵所の保安
に関する検査
危険物の貯蔵最
大数量が1,000
k ℓ以上400,000
k ℓ未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1 件につき
2,690,000円
危険物の貯蔵最
大数量が400,000
k ℓ以上500,000
k ℓ未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1 件につき
3,230,000円
危険物の貯蔵最
大数量が500,000
k ℓ以上の特定
屋外タンク貯蔵
所 1 件につき
4,830,000円
移送取扱所の保
安に関する検査
危険物を移送す
るための配管に
係る最大常用圧
力が0.95M P a
以上であって、か
つ、危険物を移送
するための配管
の延長が7 km以
上15km以下の移
送取扱所 1 件
につき 70,000
円
危険物を移送す
るための配管の
延長が15kmを超
える移送取扱所

所 1 件につき
4,170,000円
岩盤タンクに係
る特定屋外タン
ク貯蔵所の保安
に関する検査
危険物の貯蔵最
大数量が1,000
k ℓ以上400,000
k ℓ未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1 件につき
2,660,000円
危険物の貯蔵最
大数量が400,000
k ℓ以上500,000
k ℓ未満の特定
屋外タンク貯蔵
所 1 件につき
3,190,000円
危険物の貯蔵最
大数量が500,000
k ℓ以上の特定
屋外タンク貯蔵
所 1 件につき
4,790,000円
移送取扱所の保
安に関する検査
危険物を移送す
るための配管に
係る最大常用圧
力が0.95M P a
以上であって、か
つ、危険物を移送
するための配管
の延長が7 km以
上15km以下の移
送取扱所 1 件
につき 70,000
円
危険物を移送す
るための配管の
延長が15kmを超
える移送取扱所

	70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15km又は15kmに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた金額		70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15km又は15kmに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた金額
--	---	--	---

第2章 建設

第2条 春日部市手数料条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、 <u>第12項ただし書又は第13項ただし書</u> （同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）	用途地域における建築等許可申請手数料	1件につき180,000円	建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書 <u>又は第12項ただし書</u> （同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の	用途地域における建築等許可申請手数料	1件につき180,000円

の規定による建築等の許可の申請に対する審査		
(略)	(略)	(略)
建築基準法第53条第5項第3号の規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する割合（以下「 <u>建蔽率</u> 」という。）に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の <u>建蔽率</u> に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき33,000円
(略)	(略)	(略)
建築基準法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、 <u>建築面積</u> 又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、 <u>建築面積</u> 又は壁面の位置に関する特例の許可申請手数料	1件につき160,000円
(略)	(略)	(略)
建築基準法第68条の3第1項の規定による建築物の容積率、同条第2項の規定による建築物の <u>建蔽率</u> 又は同条第3項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る	再開発等促進区等における建築物の容積率、 <u>建築物の建蔽率</u> 又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	1件につき27,000円

建築等の許可の申請に対する審査		
(略)	(略)	(略)
建築基準法第53条第5項第3号の規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する割合（以下「 <u>建ぺい率</u> 」という。）に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の <u>建ぺい率</u> に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき33,000円
(略)	(略)	(略)
建築基準法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、 <u>建築面積</u> 又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、 <u>建築面積</u> 又は壁面の位置に関する特例の許可申請手数料	1件につき160,000円
(略)	(略)	(略)
建築基準法第68条の3第1項の規定による建築物の容積率、同条第2項の規定による建築物の <u>建ぺい率</u> 又は同条第3項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る	再開発等促進区等における建築物の容積率、 <u>建築物の建ぺい率</u> 又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申	1件につき27,000円

認定の申請に対する審査	手数料	
(略)	(略)	(略)
建築基準法第68条の5の6の規定による建築物の <u>建蔽率</u> の特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における建築物の <u>建蔽率</u> の特例認定申請手数料	1件につき 27,000円
(略)	(略)	(略)
建築基準法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 27,000円

る認定の申請に対する審査	請手数料	
(略)	(略)	(略)
建築基準法第68条の5の6の規定による建築物の <u>建ぺい率</u> の特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における建築物の <u>建ぺい率</u> の特例認定申請手数料	1件につき 27,000円
(略)	(略)	(略)
建築基準法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 27,000円

第3章 教育環境

第3条 春日部市手数料条例の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
土壤汚染対策法第23条第1項の規定による汚染土壌処理業の許可に	汚染土壌処理業変更許可申請手数料	1件につき 220,000円	土壤汚染対策法第23条第1項の規定による汚染土壌処理業の許可に	汚染土壌処理業変更許可申請手数料	1件につき 220,000円

係る事項の変更の許可の申請に対する審査			係る事項の変更の許可の申請に対する審査		
土壌汚染対策法第27条の2第1項の規定による汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料	1件につき 120,000円			
土壌汚染対策法第27条の3第1項の規定による汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業者合併又は分割承認申請手数料	1件につき 120,000円			
土壌汚染対策法第27条の4第1項の規定による汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業相続承認申請手数料	1件につき 120,000円			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の春日部市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。